

樣 式 一 覽

様式一覧

1. 給水装置工事申込書（表・裏）
2. 給水装置所有者等変更届
3. 給水装置使用材料計画書
4. 開発許可制度に係る給水装置設置場所の届出
5. 水理計算書
6. 受水槽設置届
7. 市道占用並びに掘さく許可申請図
8. 特殊器具設置申請書
9. スプリンクラー設備設置条件承諾書
10. 工事着手届
11. 直結式給水等事前協議申請書
12. 増圧ポンプ設置条件承諾書
13. 増圧ポンプ等設置誓約書
14. 直結式給水水道メーター払出願
15. 共同住宅制度適用（変更）事前協議書
16. 共同住宅制度適用事前協議結果通知書
17. 共同住宅制度適用（変更）申請書
18. 共同住宅制度適用決定通知書
19. 共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書
20. 共同住宅メーター購入届兼刻印願
21. 共同住宅使用者名簿
22. 共同住宅の総代人選定（変更）届
23. 共同住宅における子メーターの無償譲渡届
24. ホトロック解錠方法（変更）届
25. 集合住宅制度適用（変更）申請書
26. 集合住宅制度適用（変更）決定通知書
27. 集合住宅に関する契約書
28. 集合住宅の総代人選定（変更）届
29. 集合住宅の使用戸数変更届
30. 集合住宅の使用戸数変更決定通知書
31. 水道メーター受領書
32. 水道メーター払出許可願

給水装置所有者等変更届

受付年月日		水栓番号	
年	月	日	

届出年月日	
年	月 日

*太枠内の必要事項を記入してください。

(あて名) 北九州市上下水道局長	
本紙のとおり所有者を 変更したので届出します。	
(届出者) フリガナ 氏名	印
住所	
電話番号	
給水装置 設置場所	
※窓口にごられた方の会社名、氏名等を記入して下さい。 ※所有者ご本人様以外の方は、委任状が必要です。 (給水装置工事申込書と同時に届け出る場合は委任状は不要です)	

変更事由	変更後
フリガナ所有者	印
所有者住所	
変更事由	変更前
所有者	印
所有者住所	

所有者変更で、前所有者の押印が困難な場合に記入する。

誓約書

(あて名) 北九州市上下水道局長

氏名 _____ 印 _____

上記の給水装置は、____年__月__日をもって私が所有権の取得をしましたが、前所有者が _____ のため署名押印できません。
この件に関し、前所有者などから異議申し立てがあった場合は、私が責任を持って解決いたします。

(委任状) 上記の届出者を代理人と定め、給水装置所有者等変更届を委任します。

年 月 日

委任者 _____ 印 _____ 住所 _____

開発許可制度に係る給水装置設置場所の届出

建築都市局計画部
開発指導課長 様

この届出書は、開発許可制度の運用のために利用するもので、北九州市個人情報保護条例に基づく場合を除き、目的以外に利用することはありません。

本棟内の給水装置設置場所について、届出します。
建築確認番号がありませんが、給水先は都市計画法に違反する建築物ではありません。

※ 本棟のみを記入してください。

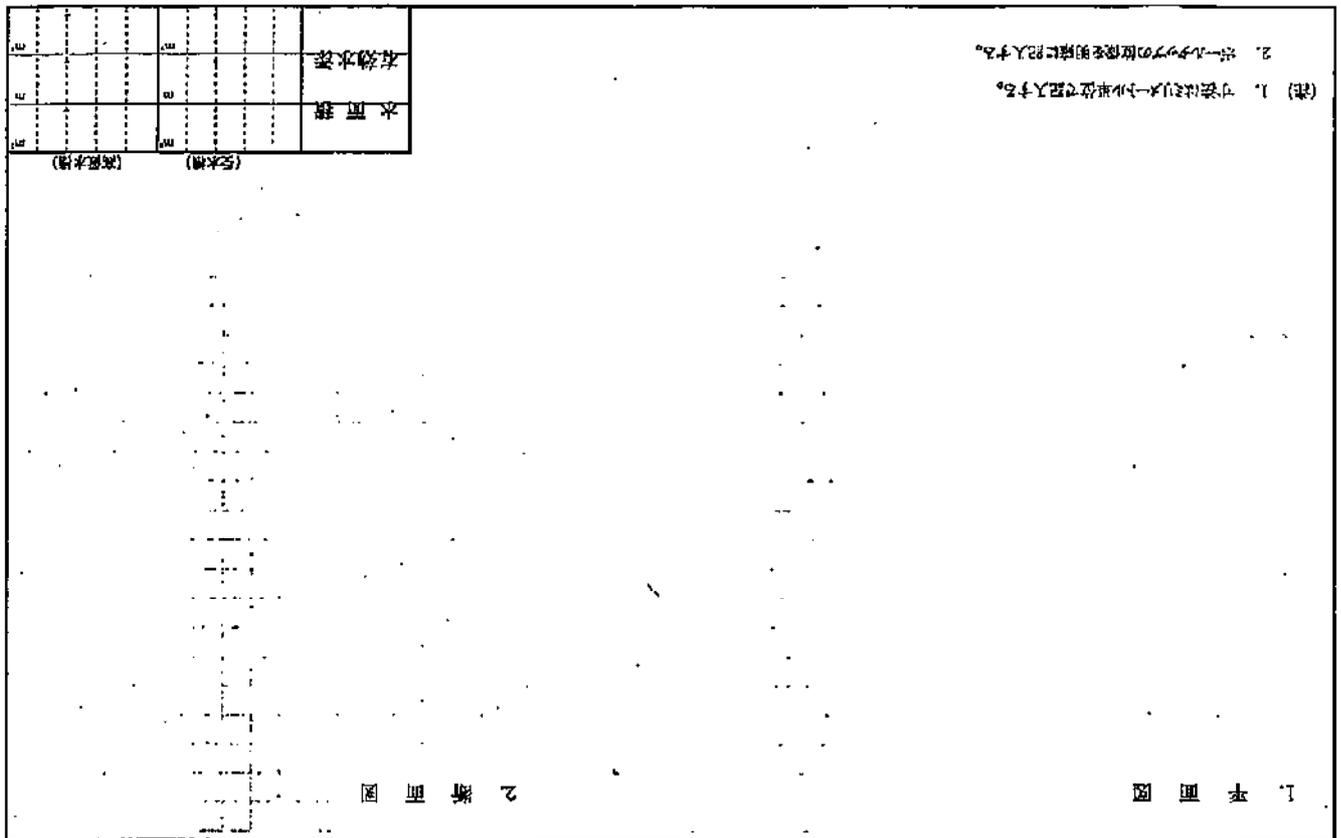
平成 年月日	設置場所		申込者		市内代理人		指定給水装置 工事事業者名	給水装置 工事主任技術者	設置目的
	区域区分	市街化・調整	住所	氏名	住所	氏名			
(例) 年月日	小倉南区	市街化・調整 〇〇〇番〇〇〇号	住所	小倉南区〇〇〇丁目 〇〇〇番〇〇〇号	住所	小倉南区〇〇〇丁目 〇〇〇番〇〇〇号	市内代理人と同じ	給水 太郎	(例) ・住宅新築 ・改造 ・井戸切替え ・工専用 などを記入して ください。
			氏名	アガナ 氏名	氏名	株式会社 〇〇設備			
			連絡先	TEL093-582-2644	連絡先	TEL093-582-2644			
年月日	区域区分	市街化・調整 区	住所		住所				
			氏名	アガナ 氏名	氏名				
			連絡先	TEL - -	連絡先	TEL - -			

※ 本届出書は、開発指導課で保管します。

※ 位置図(住宅地図レベル)を添付してください。ただし、「給水装置工事申込書」のコピーは使用できません。

年 月 日

受付担当者印



受水槽及び高置水槽詳細図

受水槽設置届

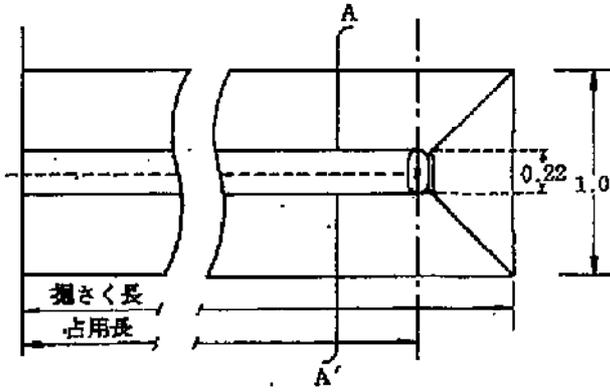
メーター 口種	業種	検針番号				水栓番号	分類							
		所	冊	番	S									
							1. 共同住宅 3. 工場 5. 病院 2. 集合住宅 4. 学校 6. その他							
建物の名称							受水槽容量 <small>有効容量</small> m ³	高置水槽容量 <small>有効容量</small> m ³						
建物の構造							設置年月日	年 月 日						
所在地							契約年月日	年 月 日						
設備所有者 住所名							共同住宅(集合住宅)の場合				子メーター内訳		総代理人	
							区分	住宅	店舗及事務所	散水	計	氏名	届出年月日	
φ13														
φ20														
φ25														
φ														
計														
設備所有者変更	住所	氏名	届出年月日				維持管理業者	貯水槽の外観及び水質の検査 (水道法第34条の2に定める検査)						
備考	1. 受水槽構造 2. 揚水ポンプ KW 台							水槽清掃						

* 新水決区工事申込書には、受水槽平面図及び断面図等は記入しないでもよい。

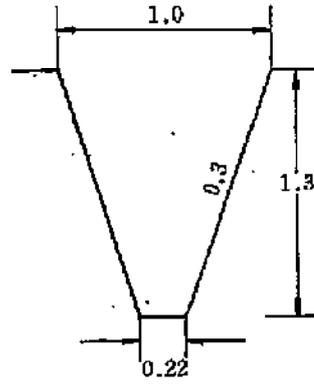
* 水道法及び北九州市水道条例において、貯水槽水道の設置者には年1回の貯水槽の外観及び水質の検査と清掃が義務づけられています。

市道占用並びに掘さく許可申請図

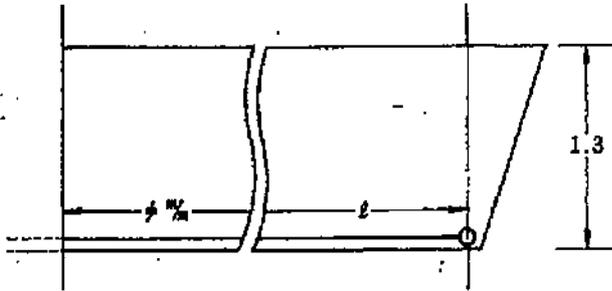
掘さく平面図



A~A'断面図



掘さく断面図



一般平面図

路面復旧面積計算
 施工業者住所氏名
 申請者氏名
 申請場所

位置略図

特殊器具設置申請書

北九州市上下水道局長 様

給水管に直結する特殊器具の設置について、下記の条件を承諾のうえ申請します。

特殊器具の設置者 又は所有者名	①
住 所	電 話
特 殊 器 具 の 設 置 場 所	北九州市 区

記

1 水道水質の管理責任について

水道局の水質管理責任は、特殊器具の上流側までとし、これより下流側は特殊器具の設置者又は所有者（以下「所有者等」という。）の責任において管理します。

2 特殊器具の維持管理について

特殊器具の修理等の維持管理は、所有者等の責任で行います。

3 利害関係人への周知

特殊器具の設置に係る使用者又は利用者からの一切の苦情及び問題の対応は、所有者等が責任をもって解決します。

4 その他

特殊器具に起因して問題が生じたときは、所有者等が責任をもって解決します。

スプリンクラー設備設置条件承諾書

(あて名) 北九州市上下水道局長

* 太ワクの中のみ記入してください。

水栓番号

設置場所

所有者	ふりがな 氏 名	印
	住 所	
	電話番号	

スプリンクラー設備の設置にあたり、下記の事項を承諾します。

記

- 1 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により、スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じても、一切の異議申立てはしません。
- 2 スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の上下水道局の責任を求めることのできない非作動については、一切の異議申立てはしません。
- 3 スプリンクラー設備の設置に起因して、水道水質その他に異常が生じても、上下水道局には一切の異議申立てはしません。
- 4 スプリンクラー設備の維持管理先及び維持管理上の必要事項を見やすいところに表示します。
- 5 スプリンクラー設備の下流側に設置された弁栓類の通水状態に留意し、異常があった場合には、当該設備を行った者又は水道局に連絡します。
- 6 スプリンクラー設備を設置した建物などを賃貸する場合は、上記1～5の条件があることを借家人などに熟知させます。
- 7 スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記1～6の条件があること譲渡人に熟知させ、本承諾書を新たに提出させます。

上下水道局 東部・西部 工事事務所管理課長 様

給水装置工事事業者

主任技術者

連絡先

工 事 着 手 届

年 月 日付け北九令 整第.....号によって許可を受けた給水装置工事

は、下記のとおり着手するのでお届けします。

記

- 1 工事施工箇所 区 町 丁目 番 号
- 2 工事申込者氏名
- 3 水栓番号
- 4 掘削着手年月日 年 月 日()
- 5 穿孔予定日時 年 月 日() 時 分
- 6 穿孔施工者
- 7 穿孔内容 サドル分水・割丁字 口径(φ mm × φ mm)

※工事着手届は、**位置図を添付**のうえ着手日、**3営業日前**までに提出すること。

※**FAX送付でも可**とするが、分水・分岐工事の立会については、**送付後、必ず電話で日程調整**を行なうこと。

係	係長	課長

年 月 日

直結式給水等事前協議申請書

申請者

住所 _____ 区 _____

氏名 _____ 印 _____

指 定 給水装置 事業者	住 所 社 名	主 任 技 術 者	
設置場所	区 _____		
給水方式	<input type="checkbox"/> 直圧給水 <input type="checkbox"/> 増圧給水 <input type="checkbox"/> 複合給水 <input type="checkbox"/> 直圧高置水槽給水 <input type="checkbox"/> 増圧高置水槽給水		
建 物 等 階 高 要 概 要	建 築 物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 商業ビル) 給 水 装 置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設		
	建物階高	階建 _____ m	
	給水方式 階 高	給水 _____ 階 給水 _____ 階	m m
計画使用水量	1日最大使用水量 _____ m ³ /日 瞬時最大流量 _____ ℓ/秒 (_____ ℓ/分)		
分 岐	配水支管 _____ mm	取出し給水管 _____ mm	
ポンプ型式	(1)メーカー名 _____ (2)型 式 _____ (3)日水協認証番号 _____		
ポンプ仕様	(1)口径 _____ mm (2)吐出揚程 _____ m (3)最大給水量 _____ ℓ/分		
水圧状況	(1) 配水支管の水圧 _____ m (2) 宅地と配水支管との高低差 _____ + _____ = _____ m		
給 水 型	<input type="checkbox"/> I型 <input type="checkbox"/> 逆U型 <input type="checkbox"/> H型 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
添付資料	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 配管路図 <input type="checkbox"/> 配管立体図 <input type="checkbox"/> 水理計算書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		

増圧ポンプ設置条件承諾書

係	係長	所長

年 月 日

北九州市上下水道局長

水 栓 番 号		
設 置 場 所	_____ 区 _____	
所 有 者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	() —
維 持 管 理 者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	() —
維 持 管 理 者	住 所	
	業 者 名	印
	電話番号	() —

増圧ポンプを設置するにあたり、下記の条件を承諾します。また、問題が生じた場合には、当方において一切の責任をもって解決いたします。

(裏面参照のこと。)

記

(維持管理責任者等の変更届)

- 1 増圧ポンプの所有者、維持管理責任者及び業者を変更するときは、変更後の所有者、維持管理責任者及び業者にここで定める条件を熟知させたい。水道局に書面で届けること。

(管理責任)

- 2 増圧ポンプは所有者が責任をもって維持管理し、常に正常な状態で運転するように努めること。なお、維持管理に起因した給水についての苦情は、所有者又は使用者等の責任において解決すること。

(定期点検)

- 3 増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、年1回以上の定期点検を行うこと。

(断水)

- 4 計画的、緊急的な断水時には、水の使用ができなくなることを承知し、使用者等にも周知を行うこと。また、その断水に伴う増圧ポンプの停止、復旧作業等の保守管理については、所有者の費用負担において行うこと。

(共同給水栓)

- 5 停電及び故障等により増圧ポンプが停止した場合、また水圧低下に伴う出水不良や濁水が生じた場合には共同給水栓等を使用すること。

(既設設備等の使用責任)

- 6 水槽式給水を増圧給水に変更した場合などで、これに起因する漏水等の事故については、所有者又は使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善すること。

(水道メーターの管理)

- 7 水道メーターは計量に支障が生じないよう適切な管理を行い、計量法に基づく等の取替えの際には水道局に協力すること。

(宅地内給水管等の維持管理)

- 8 宅地内に布設された給水管等は、善良な管理者の注意を持って維持管理すること。

(紛争の解決)

- 9 上記の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧ポンプに起因する紛争については、当事者間で解決すること。

(損害の補償)

- 10 増圧ポンプの事故等により、水道局その他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。

追記

増圧ポンプ等設置誓約書

係	係長	課長

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

水 栓 番 号		
設 置 場 所	_____ 区 _____	
所 有 者	住 所	
	氏 名	_____ 印
	電話番号	(_____) _____

当方の建物は、設計水圧0.196メガパスカル{2kgf/cm²}では増圧ポンプが必要になりますが、現在、現有水圧をもって直圧給水が可能のため、暫定的に直圧給水を認めていただきたく、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 将来、配水管圧の調整による水圧低下で不出水等が生じた場合は、当方の負担にて速やかに増圧ポンプ及び共同給水栓の設置をいたします。
- 2 増圧ポンプ等の設置にあたっては、事前に上下水道局に給水装置工事の申込みを行い承認を受けます。

以上

給水係	管理係

直結式給水水道メーター払出願

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

指定給水装置工事事業者

(印)

このたび事前協議中の下記の直結式給水の施設は、予定戸数の建設が完了次第、水道メーターを設置したいので払出をお願いします。

設 置 場 所	区					
建 物 名 称						
設 備 所 有 者						
建 物 種 別	新 設		既 設 (共 同 ・ 集 合)			
予 定 個 数	戸	階数	地上 階	地下 階	オートロック	有 ・ 無
建 物 完 成 年 月	年 月		完 成 予 定			
メ ー タ ー 口 径	mm		mm		mm	
メ ー タ ー 器 種	電子式(上水) 平型上水	平型金門	電子式(上水) 平型上水	平型金門	電子式(上水) 平型上水	平型金門
個 数	個		個		個	
メ ー タ ー 払 出 年 月	年 月 上 旬 ・ 中 旬 ・ 下 旬		払 出 予 定			

※ 工事事務所管理課 → 配水管理課

注1) メーター払出願は、メーター払出予定月の3ヶ月前までに提出してください。

注2) メーターの払出を受ける場合は、7日前までに工事事務所に申出をしてください。

年 月 日

設備所有者

様

北九州市水道事業管理者
上下水道局長

共同住宅制度適用事前協議結果通知書

下記場所における共同住宅の各戸検針及び各戸徴収について、共同住宅制度適用（変更）事前協議書に基づき審査した結果、次のとおり通知します。

記

- | | | | | |
|---|---|------------------------|-----|------|
| 1 | 協議結果 | 適用 | できる | できない |
| 2 | 適用建物 | | | |
| | 1) 共同住宅の所在地 | _____ | | |
| | 2) 共同住宅の名称 | _____ | | |
| | 3) 貯水槽概要 | 受水槽 m^3 ・ 高置水槽 m^3 | | |
| | 4) 規 模 | 棟 階建て | | |
| | 5) 戸 数 | 戸（うち住宅専用 戸） | | |
| 3 | その他 | | | |
| | 1) 本書及び事前協議書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出を行い協議するものとする。 | | | |
| | 2) 本書及び事前協議書の記載事項と現地が異なるときは、「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収」の契約ができないことがある。 | | | |

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

印

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

()

共同住宅制度適用（変更）申請書

下記の住宅について、共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の取扱いを申請します。

記

水 栓 番 号								
所在地								
住宅の名称								
貯水槽概要	受水槽	m ³	個	・	高置水槽	m ³ 個		
施設の規模等 メーター口径及び個数 内 訳	棟	階建て	オートロック式			有 無		
	機種		mm	個	・	mm 個	・	mm 個
	住宅専用	戸	非住宅	戸	散水栓	戸		
添 付 書 類	1 共同住宅使用者名簿 2 配管図							
事 務 連 絡 先	住 所 名 称 氏 名							

※ 変更の場合は、変更には○を付け、所在地・住宅の名称及び変更箇所のみ記入してください。

年 月 日

設備所有者

様

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

共同住宅制度適用決定通知書

下記の建物は申請書に基づき審査した結果、共同住宅制度（各戸検針及び各戸徴収）の適用が決定しました。

記

所在地						
住宅の名称						
給水設備概要	受水槽	m ³	個	・	高置水槽	m ³ 個
施設の規模等	棟	階建て	オートロック式 有 無			
	機種		mm	個	・	mm 個
メーター口径及び個数			mm	個	・	mm 個
内 訳	住宅専用	戸	非住宅	戸	散水栓	戸
適用年月日	年 月 日					

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書

北九州市水道事業管理者上下水道局長（以下「甲」という。）と住宅設備所有者（以下「乙」という。）とは、乙が北九州市に設置するの建物（以下「共同住宅」という。）の各戸検針及び各戸徴収に関し、次のとおり契約を締結する。

（総代人の選定）

第1条 乙は、共同住宅の水道使用に関する事項を処理させるため、総代人を選定するものとする。

（設備所有者、管理責任者の責務）

第2条 乙及び総代人は、共同住宅の給水設備に係る次の各号の責務を有する。

- (1) 漏水防止対策に関すること。
- (2) 修繕工事に関すること。
- (3) 事故発生時の対策に関すること。
- (4) 貯水槽の清掃（年1回以上）及び定期点検に関すること。
- (5) 水道使用者に対し、この契約の内容を周知せしめ、甲の業務遂行に支障をきたさないよう協力するとともに、水道使用者に対し、適切なる指導を行うものとする。
- (6) その他甲が必要と認めたことに関すること。

（受水槽以下給水設備の構造材質）

第3条 受水槽以下給水設備は、北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（昭和45年5月1日水管規程第8号）及び直結式給水施行要綱に定める基準に準じたものとする。

（受水槽以下給水設備等の維持管理）

第4条 受水槽以下給水設備の水質保全及び宅地内給水装置を含めた受水槽以下給水設備の漏水防止等維持管理は、乙及び総代人が全責任を負うものとする。

2 甲が、受水槽以下給水設備の検査を必要と認めるときは、乙又は総代人は立入検査に協力するとともに、検査の結果、改善を要する場合は、乙は甲の指示に従い自己の費用により速やかに必要な措置を講じなければならない。

(親メーターの設置)

第5条 甲は、共同住宅の完工検査合格後、受水槽流入口に至るまでの給水装置に甲の水道メーター（以下「親メーター」という。）を設置する。

(子メーターの設置及び維持管理など)

第6条 乙は、各戸に上下水道局指定の次の号に該当する水道メーター（以下「子メーター」という。）及び必要な設備を自己費用で設置しなければならない。

(1) 子メーターは、原則平型メーターを設置する。

(2) 平型メーターを設置しない場合は、電子式メーター及び集中検針盤を設置し、電子式メーターの設置に伴う集中検針盤その他設備については、設備所有者の負担とする。

2 前項により設置された子メーターは、甲の責任において維持管理を行うため、甲が無償譲渡を受けるものとする。

3 甲は、子メーターの故障及び計量法に基づく検定満期による取替などが生じたときは、すみやかに処理する。

4 乙は、オートロック式の建物については、「オートロック解錠方法（変更）届」を提出し、上下水道局が行う検針、取替等に協力する。

(水道料金等の算定及び認定)

第7条 甲は、2月ごとの定例日に検針し、各戸の子メーターの使用水量をも

って料金を算定する。

- 2 2月ごとに計量した使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。
- 3 子メーター及び親メーターに異常があったとき、その他使用水量が不明のときは、北九州市水道条例第31条第2項により、甲が認定する。
- 4 甲は、必要があると認めたときは、使用水量の計算を第1項の定例日によらないことができる。

(水道料金等の徴収及び給水の停止)

第8条 甲は、2月ごとに水道使用者から料金等を、納入通知書による払込み又は口座振替の方法により徴収する。

- 2 入居者が水道料金等を滞納した場合は、甲は当該入居者に対し北九州市水道条例第41条の規定により給水を停水することができる。

(差水量による取扱い)

第9条 甲は、検針の結果、親メーターの指示水量が子メーターの使用水量の合計量より著しく多量の場合、その原因が漏水その他の乙又は総代理人の施設維持管理上の責に帰すると認められるときは、その水量の料金等は、乙又は総代理人に請求するものとする。

- 2 甲は前項で請求のあった料金等を納入期限までに支払わないときは、この契約を解除し、給水を停止することができる。

(届出)

第10条 乙又は総代理人は、受水槽以下給水設備等に関する次の各号の一に該当するときは、あらかじめ書面(所定の様式)により甲に届けるものとする。

- (1) 乙又は乙が選定した総代理人に変更があったとき。
- (2) 受水槽以下給水設備の施設の改造及び戸数等の変更を行うとき。
- (3) オートロック式の共同住宅等で解除番号に変更があったとき。
- (4) 第2条第4号に規定する貯水槽等の清掃を行ったとき。

(契約の変更及び解除)

第 11 条 北九州市上下水道局例規の改正、その他取扱い基準についての変更があった場合は、この契約を変更することがある。

2 乙又は総代人がこの契約を履行しないとき又は第 2 条、第 10 条の責務等を怠ったときは、甲は契約を解除することがある。この場合において異議の申立は認めない。

3 前項の契約の変更、解約により乙又は総代人に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

(補則)

第 12 条 この契約に定めのない事項については、北九州市水道条例（昭和 38 年 12 月 29 日条例第 119 号）、北九州市水道条例施行規程（昭和 39 年 1 月 1 日水管規程第 13 号）及び共同住宅各戸検針及び各戸徴収実施要綱によるものとする。

契約締結の証として本書 2 通を作成し、記名押印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 北九州市水道事業管理者

上下水道局長

㊟

乙 住宅設備所有者 住所

氏名

㊟

係	給水係長	管理課長
---	------	------

共同住宅メーター購入届兼刻印願

受付No

水道メーター購入届
年 月 日

北九州市上下水道局長 様

設備所有者 (印)

指定給水装置工事事業者 (印)

このたび、下記の施設が、事前協議の結果、共同住宅制度の適用になりました。ついては、完成次第、貴局へ各戸検針・徴収の申請をしたいので、指定メーターの購入を届出します。
ただし、使用開始前に共同住宅制度の適用外になった場合は、この届出がなかったものとして、異議ありません。

設置場所	区
建物名称	新設・既設
メーター器種	平型金門・平型上水・電子式(上水)
メーター口径	mm 個 mm 個
購入個数	戸 地上 階・地下 階 オートロック 有・無
完成予定戸数	
建設予定年限	年 月 から 年 月 まで

A 工事店 → 工事事務所 → 配水管理課
B 工事店 → 工事事務所 → 営業課

水道メーター刻印願
年 月 日

北九州市上下水道局長 様

設備所有者 (印)

指定給水装置工事事業者 (印)

このたび、下記の施設が共同住宅制度の適用になりましたので、購入するメーターに番号の付設をお願いします。
ただし、使用開始前に共同住宅制度の適用外になった場合は、使用開始前に個数の減少があった時は、責任をもって刻印された番号を削除します。

建物名称	区
設置場所	
メーター口径	mm 個 mm 個
メーター個数	mm 個 mm 個
メーター番号刻印指示	
業者	番号 口内・器種 番号
指示日	番号 口内・器種 番号

契約チェック 受入年

共同住宅の総代人選定（変更）届

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

印

（法人・団体の場合は代表者名）

電話

（ ）

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書に基づき、下記のとおり
総代人を選定（変更）したのでを届出します。

記

水 栓 番 号	
所 在 地	
住宅の名称	
新 総 代 人	住 所 氏 名 印 電話番号 () -
旧 総 代 人	住 所 氏 名 電話番号 () -
選定・変更年月日	年 月 日

共同住宅における子メーターの無償譲渡届

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

印

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

()

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の契約書に基づき、下記のとおり
子メーターを無償譲渡いたします。

記

水 栓 番 号				
所 在 地				
住宅の名称				
メーター機種・戸数等	機 種	口 径	数 量	番 号
		mm	個	～
		mm	個	～
		mm	個	～
	合 計	個		

オートロック解錠方法(変更)届

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長 様

設備所有者 住所

名称

氏名

印

(法人・団体の場合は代表者名)

電話 ()

水道使用開始申込にあたり、下記のとおり解錠方法(変更)を届出します。

記

水 栓 番 号	
所 在 地	
施 設 の 名 称	
解 錠 方 法	(該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。) 1 ID (暗証) 番号 _____ 2 合鍵 _____
連 絡 先	① 連絡責任 住 所 氏 名 電 話 ② 管理会社 住 所 会社名 電 話 ③ その他 _____ _____

注) 該当する項目を記入してください。

解錠方法は1、2のいずれかで対応をお願いします。

上記の内容に変更を生じた場合は、届出書を再提出してください。

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

印

集合住宅制度適用（変更）申請書

下記の住宅について、集合住宅制度の適用を申請します。

記

水栓番号							
所在地							
住宅の名称							
貯水槽設備概要	受水槽	m3	個	・	高置水槽	m3	個
施設の規模等	棟		階建て		戸		
戸数の内訳	住宅専用	戸	非住宅等	戸	散水栓	戸	
各戸に参考メーターを 設置しているとき	メーター口径	mm	戸	現在使用し ている戸数	戸		
参考メーターを設置 していないとき	給水管の口径	mm	戸				
	給水管の口径	mm	戸				
添付書類	配管図						
事務連絡先	住所						
	名称						
	氏名	TEL					

※ 変更の場合は、変更箇所を○を付け、所在地・住宅の名称及び変更箇所のみ記入してください。

年 月 日

設備所有者

様

北九州市水道事業管理者
上下水道局長

集合住宅制度適用（変更）決定通知書

下記の建物は申請書に基づき審査した結果、集合住宅制度の適用が決定しました。

記

水 栓 番 号							
所 在 地							
住 宅 の 名 称							
貯水槽設備概要	受水槽	m3	個	・	高置水槽	m3	個
施設の規模等	棟 階建て 戸						
戸 数 の 内 訳	住宅専用	戸	非住宅	戸	散水栓	戸	
決定計算口径	mm		現在使用戸数		戸		
適 用 時 期	月請求分から						

(7) 所有者とは、集合住宅の設備所有者をいう。

(8) 所有者等とは、前号に定める所有者及び前号に定める所有者により選定された総代人をいう。

(適用の条件)

第2条 集合住宅の適用条件は、次の各号をすべて満たしていること。

(1) 3階以上の建物で受水槽給水設備を設置していること。

(2) 受水槽以下の給水設備が水道法施行令第6条、北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程及び直結式給水施行要綱に準じたものであること。

(3) 集合住宅内に2戸以上の住宅があること。

(4) その他甲が必要と認める条件を満たしていること。

(総代人の選定)

第3条 乙は、集合住宅の水道使用に関する事項を処理させるため、総代人を選定するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、集合住宅の給水設備に係る次の各号の責務を有する。

(1) 漏水防止対策に関すること。

(2) 修繕工事に関すること。

(3) 事故発生時の対策に関すること。

(4) 受水槽の清掃（年1回以上）及び定期点検に関すること。

(5) 水道使用者に対し、この契約の内容を周知せしめ、甲の業務遂行に支障をきたさないよう協力するとともに、水道使用者に対し適切な指導を行うものとする。

(6) その他、甲が必要と認めたことに関すること。

2 所有者等は、受水槽以下給水設備の水質保全及び宅地内給水装置を含めた受水槽以下給水設備の漏水防止その他維持管理について全責任を負う。

- 3 甲が受水槽以下給水設備の検査を必要と認めるときは、所有者等は立入検査に協力しなければならない。この場合において、検査結果により甲が改善の必要があると判断した場合、所有者等は甲の指示に従い自己の費用により速やかに必要な措置を講じなければならない。

(水道料金等の算定及び認定)

第5条 料金は、2月ごとの定例日に集合住宅の水道メーターを検針し、その水量を使用戸数として定めた住宅各戸（以下「各戸」という。）が均等に使用したものとみなし、次の各号により算定した金額の合計額とする。

- (1) 基本料金については、全住宅内の最大口径を、各戸の口径として条例第28条の規定に基づき算定した金額とする。この場合において、口径の確認は条例第5条に基づく申請に基づき、甲が行うものとする。

- (2) 従量料金については、各戸で均等に使用したものとみなされる水量に応じて条例第28条の規定に基づき算定した金額とする。

- 2 使用戸数については、所有者等からの申請書及び変更届の提出をもって、定めるものとする。

- 3 メーターに異常があったとき、その他使用水量が不明のときは、甲が認定する。

- 4 甲は、必要があると認めたときは、使用水量の計算を第1項の定例日によらないことができる。

- 5 混住住宅については、前各項の例により算定する。

(水道料金等の徴収及び給水の停止)

第6条 甲は、前条で算定した金額を納入通知書による払込み又は口座振替の方法により徴収する。

- 2 甲は、所有者等が前条に定める水道料金等を滞納したときは、条例第41条の規定により当該集合住宅の給水を停止することができる。

(届出)

第7条 所有者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ甲に書面(所定の様式)により届け出をする。

- (1) 所有者等に変更があったとき。
- (2) 申請した戸数又は口径等に変更があったとき。
- (3) 第4条第1項第4号に規定にする受水槽等の清掃を行ったとき。

(契約の変更)

第8条 北九州市上下水道局例規の改正、その他取扱い基準についての変更があった場合は、この契約を変更することがある。

- 2 前項の契約の変更により所有者等に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

(契約の解除)

第9条 所有者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、甲は契約を解除することができる。この場合において異議の申立は認めない。

- (1) 第2条の適用の条件を欠いたとき。
- (2) 第4条に定める責務を履行しないとき。
- (3) 第6条により給水を停止したとき。

- 2 前項の契約の解除により所有者等に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

(補則)

第10条 この契約に定めのない事項については、条例、北九州市水道条例施行規程及び集合住宅制度実施要綱によるものとする。

契約締結の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 北九州市水道事業管理者

上下水道局長

㊟

乙 設備所有者 住所

氏名

㊟

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

印

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

集合住宅の総代人選定（変更）届

集合住宅に関する契約書に基づき、下記のとおり総代人を選定（変更）したので届け出ます。

記

水 栓 番 号	
所 在 地	
住 宅 の 名 称	
新 総 代 人	住 所 氏 名 電話番号
旧 総 代 人	住 所 氏 名 電話番号
選定・変更年月日	年 月 日

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者又は総代人

住所

名称

氏名

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

印

集合住宅の（総戸数・使用戸数）変更届

集合住宅に関する契約書に基づき、下記のとおり（総戸数・使用戸数）の変更がありましたので届け出ます。

記

水 栓 番 号				
所 在 地				
住 宅 の 名 称				
総 戸 数	変更後	戸	変更前	戸
使 用 戸 数	変更後	戸	変更前	戸
非 住 宅 等	非住宅	戸	散水栓	戸

※ 使用戸数（計算戸数）の変更は、届出があったときの次回調定から変更する。

年 月 日

設備所有者又は総代人

様

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

集合住宅の（総戸数・使用戸数）変更決定通知書

集合住宅に関する契約書に基づき、（総戸数・使用戸数）の変更届がありましたので、下記のとおり変更します。

記

水 栓 番 号			
所 在 地			
住 宅 の 名 称			
総 戸 数	戸	適 用 時 期	月請求分から
使 用 戸 数	戸		
非 住 宅 等	(非住宅 戸、散水栓 戸)		

受付No

水道メーター受領書

- 1 受領場所 上下水道局メーター管理所
- 2 住宅戸数 戸
- 3 メーター器種 () () ()
- 4 メーター口径 mm mm mm
- 5 メーター個数 個 個 個

上記メーターを受領しました。

年 月 日

指定給水装置工事事業者名

印

※ 指定給水装置工事事業者 → 工事事務所管理課 → メーター管理所

受付No

水道メーター払出許可願

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

指定給水装置工事事業者

印

下記の直結式給水の施設の建設が完了しましたので、水道メーターを設置したいので払出をお願いします。

設 置 場 所	区					
建 物 名 称						
設 備 所 有 者						
完 成 個 数	戸	階数	地上 階	地下 階	オートロック	有・無
メーター口径	mm		mm		mm	
メーター器種	電子式(上水) 平型上水	平型金門	電子式(上水) 平型上水	平型金門	電子式(上水) 平型上水	平型金門
メーター個数	個		個		個	

※ 指定給水装置工事事業者 → 工事事務所管理課 → メーター管理所